

会 議 錄

会議の名称	令和3年度第2回上尾市行政改革推進委員会		
開催日時	令和3年10月26日(火) 14:10~15:20		
開催場所	庁議室		
議長(委員長・会長)氏名	委員長 井上 繁		
出席者(委員)氏名	井上 繁、三井田 晴宏、鈴木 委一、宮川 英子、矢島 由美子、 井上 和人、大澤 哲也、大野 宣子、高梨 光美、山田 ひとみ		
欠席者(委員)氏名	なし		
事務局(庶務担当)	行政経営部長 小田川 史明、同次長 池田 将寛、 行政経営課長 本郷 美代子、同主幹 佐藤 浩、 同主任 高橋 みゆき、同主任 榎本 圭佑		
会 議 事 項	1 議題	2 会議結果	
	(1) 上尾市行政改革プランの進捗管理について (2) その他	報告・説明と質疑応答 報告・説明と質疑応答	
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者	1人
会議資料	別紙のとおり		
議事のてん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和3年11月17日 議長(委員長・会長)の署名 <u>井上繁</u> 議長に代わる者の署名 _____ (議長が欠けたときのみ)			

議事の経過

●令和3年度第2回上尾市行政改革推進委員会

1 委員会開会

司会
(行政経営部長)

それでは令和3年度第2回上尾市行政改革推進委員会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに、本日は10名の委員に出席をいただいておりましたことから条例第6条第2項に規定された定数である過半数の出席がございますので、会議が有効に成立していることをご報告させていただきます。

2 委員長・副委員長の選出について

次に、次第の2「委員長・副委員長の選出について」でございます。委員会条例第5条第1項の規定により、委員長及び副委員長は「委員の互選により定める」こととなっておりますが、いかがいたしましょうか。

特になければ、事務局に一任いただけますでしょうか。

特にご異議がなければ、事務局案を提案させていただきます。事務局からお願ひします。

それでは、事務局より委員長及び副委員長案を提案させていただきます。委員長に井上 繁委員、副委員長に三井田 晴宏委員の再任を提案させていただきます。

事務局より提案がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの発声あり)

ありがとうございます。

それでは、委員長は井上繁委員、副委員長は三井田委員といたします。恐れ入りますが、委員長と副委員長は席の移動をお願いいたします。

それでは、委員長、副委員長から就任のご挨拶をいただきたいと思います。

はじめに、井上委員長、お願ひします。

井上でございます。私自身は継続でございまして、引き続きお願ひしたいと思います。私は初期の段階からこの行政改革委員会に携わっておりますが、スタートから、今のような委員会の形というわけではなかったんですけども、途中から、これから行政には経営的感覚が必要であるということが出てきました。例えば、今、小田川部長のおられる行政経営部という部が、市役所の中にでき、また同じ名前の課ができたということで、言ってみれば我々に求められていることの一つは、行政経営時代における行政改革のあり方と、簡単に言えばそういうことではないかと思っております。

そのように進んできたわけですが、ここ数年急に、コロナというものが

	出てきまして、いずれアフターコロナということになるんでしょうけども、今現在で言えばウィズコロナだという感じなんですが、このコロナ禍時代における行政経営のあり方、これはまた一つの視点になると考えております。というわけで、幅広いご議論をこの中で進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。
司会 (行政経営部長)	ありがとうございました。 続きまして三井田副委員長、よろしくお願ひいたします。
三井田副委員長	先ほど自己紹介をさせていただきました、商工会議所の三井田でございます。 前回に引き続きまして、井上委員長のもとで副委員長を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。
司会 (行政経営部長)	ありがとうございました。 それでは委員会条例第5条第2項の規定に基づきここからは井上委員長に会議の進行をお願いいたします。
井上 繁委員長	3 会議の公開について それでは次第に従いまして議事を進めてまいります。 次第の3ですね。会議の公開について事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局 (行政経営課長)	本委員会につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に従いまして、同指針策定後の初めての委員会において「原則公開」ということで採決されておりすることをご報告させていただきます。
井上 繁委員長	はい、ありがとうございました。それでは事務局に確認いたします。本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。
事務局 (行政経営課長)	傍聴者が1名いらっしゃいます。
井上 繁委員長	1名いらっしゃるということでございます。ただいまから、その方に入場していただきます。事務局はご案内をお願いいたします。
	議事に入ります前に、傍聴者に、傍聴上の留意事項についてご説明申し上げます。 先ほど事務局から傍聴要領をお配りいたしましたが、これをよくお読みいただき、遵守してください。
井上 繁委員長	4 議題 それでは次第の4議題に入ります。 初めに、(1)ですね、「上尾市行政改革プランの進捗管理について」ということでございますが、事務局よりご説明をお願いします。
事務局 (行政経営課長)	今年度は上尾市行政改革プランの初年度にあたります。あらかじめ郵送させていただきました「資料1」を基に、説明をさせていただきます。

まず、表紙ですが、進捗管理シート一覧となっておりまして、各年度終了後に、その取り組み結果や成果の効果額等を記入するものとなりますので、今は空欄となっております。

本日、皆様にご審議、ご検討をしていきたいのは次ページからになります。

全てで23項目ございますが、それぞれ各項目について説明させていただきたいと思います。

初めにこの23項目につきましては、計画期間が令和3年度から令和7年度までの5年間に渡るものでございますが、この23項目の中に、昨年度までの計画にもあります引き続き掲げられているものもございます。あとは今年度から新たに設けたものもございます。

いずれにいたしましても、今年度を新たなスタート地点として、各年度の予定を記載いたしました。

この23項目、分量が多いので、前半14項目と後半9項目に分けまして説明させていただきまして、ご意見、ご質問をいただければと思います。

まず1ページ目をお願いいたします。

こちら1ページ2ページの見開きの形で令和3年度から令和7年度の予定が入っておりますが、まずこの様式の見方を説明させていただきます。

23項目とも、様式は統一しております、左上の現状と課題、改革戦略等につきましては、すでに上尾市行政改革プランの策定時にご検討をいただいたところでございます。

今回、お諮りさせていただくのが、令和3年度から令和7年度までの実施内容の予定、こちらを担当部署で記載しておりますのでその確認をお願いいたします。

あとこのシートになりますけども、実際の運用方法といいたしましては、今左側に予定が書かれておりますが、各年度の終了後は、右上半分にその結果を記入いたしまして、右下半分に取組によって得られた効果額等を各部署で評価する形になります。

合わせて翌年度の当初におきましては、それに基づいて当初計画とのずれなどを確認し、場合によっては修正するというようなシートとなっております。

今回、時間も限られておりすることから、主に令和3年度の実施内容の部分、こちらを中心説明をさせていただきます。

まずこの1項目目が、「新たなデジタルツールの活用」ということで、こちらは、行革の柱としては「上尾版Society5.0への取組」ということで、ICT技術とかそういった、単に使えるツールだけではなく、いわゆる使っている我々も最適もしくは便利になるようにしていくための手段としてこちらの項目を掲げております。

この項目につきましては、上尾市ICT化推進計画というものを今、策定中でございます。こちらにつきましては令和4年3月に完成予定で、業務効率化や住民サービスの向上が期待されるようなICT技術の活用を推進していくことしております。

続きまして3ページをお願いします。こちらは「ペーパーレス化の推進」でございます。

市役所の内部のことにはなりますが、主に庁内のペーパーレスについてです。例えば、こちらにありますのが、電子決裁の推進やあとはその会議などで紙ではなくタブレット端末を使用した会議を行うことにより、ペーパーレスの推進を図るものとなっております。このうち電子決裁のシステム

につきましては、来年の3月までに導入して稼働開始を予定しております。そのシステムに基づいて、電子決裁を推進していくこととなつております、またタブレット端末につきましては、その会議等の性質を把握した上で必要に応じて増設をすることとしております。

続きまして、5ページをお願いいたします。「テレワーク推進のための環境整備」ということで、こちらも市役所職員、庁内のことをしております。

上尾市でもこのコロナの中で、いわゆる分散出勤等を行っておりますが、まだテレワークができる環境には至っておりません。そのことから早急にこちらのテレワークの環境作りやガイドラインの整備を行っていく予定でございます。

合わせて、自宅で仕事をするためのセキュリティ対策を施した業務用パソコンの貸し出しを検討することとしております。

また、このページが令和4年度以降空欄となっておりますのは、こちらの項目の取組が令和3年度中に完了する見込みとなっているという意味でございます。

続きまして7ページをお願いいたします。ここからは行革の項目としては、「効果的・効率的な行政運営」ということで、主に運営についての取組項目になります。

初めにこの4項目目「老人福祉センターことぶき荘の見直し」でございます。

こちら上尾の東側にあります総合福祉センターの中にあります、いわゆるお年寄りの方が集う場所となっておりますが、この中に入浴施設がございます。

この入浴施設についてまだ調整できていない部分がございまして、そういった施設については経費がかかるものですからコスト面について、入浴施設の規模とレイアウトなどにより影響が大きいため、そういったことを、関係部署と連携の上、今年度中に方針を決定する予定でございます。

続きまして9ページをお願いいたします。こちらは「補助金の見直し」でございます。

こちらの実施内容といたしましては、全体的な市の補助金の見直しの基準について、作成を進めていくほか、いわゆる第三セクターとなる例えば勤労者福祉サービスセンターの補助金の見直しについて、こちらは第8次の行政改革実施計画にもありました、この項目については引き続き改善案の検討を行うこととしてございます。

続きまして11ページをお願いいたします。「効率的な土日開庁の実現」でございます。

上尾市では、市の庁舎の一部の業務、いわゆる住民票や証明書関係、税と福祉、子ども関係の一部になりますけども、こちらについて土曜日の開庁、いわゆる窓口業務を行っております。

そのことにつきまして、実際の運営の中で、来庁者数の少ない部署とか、あとはその時期によって多い時期、少ない時期にばらつきがあるとかそういう状況が見受けられます。

先ほど委員長のお話もありましたけども、行政経営的な観点でいきますと、職員も限られた人材の中でいかに回していくかということが、要素として入ってきておりますので、いわゆる土日開庁を行っている職場をもっと効率的、効果的にできないかという意味で効率的な土日開庁の実現という項目を本プランから立てさせていただきました。

まずは、実際の来庁者数等の現状把握と、土曜日開庁していることに対するコスト等の調査、研究を行うこととしております。

続きまして、13ページをお願いします。こちらが「学校給食の公会計化」ということでこちらも今回、新しく取り組む項目となります。

なぜ公会計化が必要かという話になりますけども、今、学校給食は各学校でお金の集金をしておりまして、いわゆる滞納している場合には、学校の担任の先生だったり、校長先生だったり、そういう方々が苦労して集金をしているところでございます。

そのため、国からそういうことは、いわゆる地方公共団体の業務として行うこととして、先生の負担を軽減するようなガイドラインが出ていることもありますし、今回取組項目として挙げさせていただきました。

令和3年度につきましては、すでに実施している団体もありますので、そういう状況調査と運用する場合の例規関係の整理を行っていくこといたします。

続きまして15ページをお願いいたします。こちらは「転用可能教室の活用」となります。

第8次の行政改革実施計画の中では、学校余裕教室の活用となっていましたが、こちらの項目名を変更したものでございます。

具体的な実施内容といたしましては、いわゆる学校の空き教室と呼ばれる教室の部分の中に、放課後児童クラブの機能を入れていくことを主な目的としておりまして、令和3年度は市内の東町小学校の施設内に新設する予定となっております。

続きまして17ページをお願いします。ここから行革の項目としては「民間活力の活用」ということで、いわゆる行政経営といたしましては、今ある資源、人材の中でどのように運営していくかという話と、あともう1つこちらにありますとおり、民間でできることは民間で行うことで、より効率的、効果的になるのではないかという視点で挙げさせていただいております。

この17ページが、「小学校給食調理業務の委託化」となります。あわせて19ページが「保育所給食調理業務の委託化」となります。

上尾市の場合は、小学校と公立の保育所につきましては各学校、各保育所に給食調理員さんがいて、各場所で給食を作っているという状況でございます。

当然、人件費などのコストはそれなりにかかるものでございますので、これを民間事業者へ委託化することによる効果や費用について調査検討してメリット、デメリットを整理した上で、判断をしていきたいと考えております。

続きまして、21ページをお願いいたします。こちらは「ごみ定期収集業務の委託化」でございます。

上尾市の場合はゴミ収集も、今は直営と委託が混ざっている状況でございます。いわゆる、ゴミの集積所で回収するのが、認可事業者のところもあれば、市の職員が行っている部分もあるという意味でございます。

こちらの市の職員が行っている部分についてさらに民間の方に委託していくことができないかというものになります。

こちらにつきましては、まずはその職員が定年退職となった場合は、新たに補充はしないというような方向性の上で、委託の分野、ジャンルを広げるというふうな検討を行うということになります。

続きまして23ページでございます。こちらは前回からの継続でございま

	<p>して「証明書発行センター業務の委託化」ということで、いわゆる窓口業務を職員が直接ではなくて委託業務とすることができないかというものになります。前回からの継続にはなるのですけども、今回新たに ICT 化も含め検討することとしたしました。</p> <p>最近のトレンドとしては市役所に行かなくてもいいようなシステムにならないかとか、それから、そもそも市役所でないとできないものは何なのかというところから、改めて議論をする必要があると考えております。</p> <p>実際いろいろな証明書も今コンビニなどでも交付できるようになっておりますので、そういったことで、委託だけでなく ICT 化についても検討することとしております。</p> <p>続きまして 25 ページ 13 項目目「総合的な公園管理業務の実現」となります。主に丸山公園や市内の都市公園を指しておりますが、指定管理で今公園管理は行っております。その指定管理期間は令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間となっておりますが、次回の更新を迎えるまでに、今後の管理運営方法を検討することとしております。</p> <p>特に、丸山公園小動物コーナーにつきましては、そこに職員が張り付いている状態でございまして、そのあり方について検討することとしております。</p> <p>続きまして 27 ページをお願いいたします。こちら「図書館業務のさらなる委託化」ということで、こちらも継続の案件となっております。</p> <p>図書館業務、例えばカウンター業務はもう委託は行っておりますけれども、今後、業務範囲と仕様等についてさらに検討をしていくこととしております。</p> <p>ここまで説明で、一応区切らせていただきまして、内容に関してご意見、ご質問いただきたいと思います。</p>
井上 繁委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>前半の「上尾版 Society5.0 への取組」、「効果的・効率的な行政運営」、そして「民間活力の活用」。大きくこの三つのテーマについていくつかの項目にわかつてご説明していただいたわけでございます。</p> <p>自由にご意見、ご質問等をいただきたいと思います。ご質問される際に、何ページのどのあたりということを最初に言っていただくと、皆さんついていきやすいかと思います。</p>
鈴木委員	<p>それではですね、5 ページとですね、7 ページです。実施が令和 3 年度で終わってるんですけども、5 年もかけなくて済むんだよというお話であるのかもしれないんですけど、5 ケ年計画の改革戦略にしては寂しい取り組みじゃないかなと思うんですけど。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>5 ページのテレワーク推進のための環境整備と、あと 7 ページの老人福祉センターことぶき荘の見直しの 2 点について確かに令和 3 年度で完了する予定ということで説明をさせていただきました。</p> <p>ちょうど 1 年ぐらい前になりますが、次期取組みとしての程度、重さというのがまだ当時ははっきりしてなかつた部分がございます。ですので、今年度早々にいわゆるどこまで完了する予定かという照会をかけたところ、今年度中に上手く解決できるというような話になりましたので、この案といたしましては、少しでも早急に実現できるのは望ましいことだとは思っておりますので、こちら令和 3 年度完了ということで進ませていただ</p>

	けばと思っております。
鈴木委員	項目の本数については制限がないと思うんですけど、その本数について、入れ替え等は考えていますか。
事務局 (行政経営課長)	今のところ項目の入れ替え等は考えておりません。
大澤委員	今の7ページに関してですが、ことぶき荘の見直しというところで、今年度で一応完結するというお話をしたけれども、今年度完結するという中で、今この現状と課題と書いてあるところで、開始に合わせ有料化するだとか、あとは多大な経費がかかるとか経費削減策とかいろいろ書いてあるんですけど、だいたいその辺の試算というか、その方向性が具体的な数字としては見えたのかなどうなのかなと思うんですけど。
事務局 (行政経営課長)	今の進捗状況で申しますと、この施設の管理を行っているのは健康福祉部というところになるんですけども、そこでレイアウト案はもう決定いたしまして、それで今、施設マネジメントを管轄している行政経営部と最終的な調整を行っているという状況となっております。
高梨委員	ちょっと鈴木委員と似ている観点からになりますが、テレワーク推進のための環境整備が、令和3年度で終わってしまうということで、ご説明があったのですが、実はテレワークの推進につきましては、セキュリティ対策をしたパソコンを貸し出したりとか、それからネットワークを構築しただけでは、実は環境整備が足りなくて、実はペーパレス化の推進ですか、それから新たなデジタルツールの活用と非常にリンクしておりますが、ただパソコンが繋がっただけでは現実に進まないことがあります。 実際に運用を始めますと、新たなツールが必要になったりとか、それから電子決裁をより広く広めないと、整備だけされてですね、実際テレワークを実施する職員が少なくなってしまってですね、環境整備が十分に整ってないっていうことがありますので、現に埼玉県では、既にテレワークの方はかなり推進していますが、次々と状況に応じて新しいツールを導入して、職員が習得しているということが行われています。例えば、Zoomを一般的に職員が使えるようにしたりとか、それが例えば無料だったものが今度IDを配布したりとか、または新しいDocuWorksというシステムを導入するとかですね、それもこの2年間の間で全部2年目に整理をされたということがあって、テレワークを始めてみますとですね、不便に感じることも出てきます。それで新たなお金もそんなにかかる中でも新たなツールを導入したりとか仕組みを取り入れたりが必要になってきますので、多分、令和4年度以降も引き続き環境整備の状況を分析しながら環境整備を継続していくということを、令和7年度まで行った方がいいのかなというような感じがしました。
鈴木委員	続きのそれと関連するんですけど、3ページの電子決裁化率について55%というのが目標にあるんですけど、これは電子決裁を途中でやめちゃうということなのでしょうか。例えば部単位でやるとか、市長までの決裁をどうするかとか、そういうのは、何で55%なんですか。決裁が始まれば全部100%にしないとおかしいですよ、途中から紙になっちゃうんですか。

	どういうふうに区別してるんでしょうか。だから、これ多分ね、そんなにかかるないと思うんですよね。5年もかからず早くできるんじゃないですか、やる気になれば。もう決裁率っていうのは100%にしないと、かえって途中で紙になったり、混乱をしてしまうのではないかと思いますけど。
事務局 (行政経営課長)	<p>電子決裁システムの話ですけども、実際の導入は来年の3月になります。ですので一般職員が使えるのは来年の3月、本格稼働は4月になるのではないかというところでございます。今鈴木委員さんからのご質問がありました、まず55%の話ですけれども、この令和4年度以降、実施予定の中には、まず令和4年度にはその電子決裁化率を40%とするというところで、それ以降は5%ずつ上げて、決裁率を上げていくこととしております。</p> <p>おっしゃるとおりですね電子決裁化率100%ということが理想でございます。ただ今懸念されているのが、例えば土木とか建築のですね、大きな図面をどうやって取り込むのか、もともとそういうものは紙ベースで受け取りするものが多いのですからそれをどうやって取り込んで管理していくかっていうところが、懸案となっております。</p> <p>あと一つはですね、先ほどテレワークの話も同様になりますが、まだ使っていないものなので、職員自身が、どこまで対応できるかがわからないという部分がございます。その結果このような設定となった経緯でございます。</p>
鈴木委員	確かに添付資料は紙になるんじゃないかなと思うんですが、ただ、決裁というのは電子決裁できるんじゃないんですか。
事務局 (行政経営課長)	今の想定でいきますと決裁そのものが、課長までの決裁はもう机も近いですから、電子決裁で紙は通さずにという形で考えておりますが、その上の部長とか市長のレベルですと紙での決裁ということも考えられるということも踏まえた上で55%というような想定で考えています。
行政経営部次長	電子決裁と決めたら、この決裁はずつと電子決裁ですよね。
事務局 (行政経営課長)	はい。
鈴木委員	そうすると、決裁文書によって、これは紙、これは電子という決め方なんですか。
事務局 (行政経営課長)	あとは決裁文書によって、文書の性質で、例えば請求書による伝票などは、まず請求書のそのものが大切になりますので、併せてそのまま紙の決裁ということで想定をしております。
鈴木委員	でも決裁は電子で行くんですよね。ただ単に添付資料として紙で持っていくだけで、確かにどこでもそうだと思うんですけど、添付資料は紙でなくちゃ駄目だし、将来はOCRか何かで読み込んでしまうのでしょうか。今のところは紙でやっていると思うんですけど、決裁そのものも電子決裁できるんじゃないかなと思います。
事務局	申し上げにくいんですけども、いわゆる今の伝票などは、紙を想定して

(行政経営課長)	<p>おります。</p> <p>民間では、もう全部いわゆる決裁と呼べるものは電子でという話もよくわかるのですが、もともと請求書を紙ベースでもらっていて、その伝票も紙でやっているというところは、今までと変わらないという想定で今動いてます。</p>
高梨委員	<p>紙を電子化することと、紙のまま回すことを混同されているんだと思うんですけども、鈴木委員がおっしゃっているように、県庁も伝票は紙なんですけど、決裁自体は、それを送付書を打ち出してですね、サインをして電子で決裁してるんですよ。なので、電子決裁っていうのはその紙を見ながら、決裁自体は電子で決裁するってことは可能なのだと思います。</p> <p>ただ、全てを電子化するっていうのは例えばこれぐらいの文書ですと私なんかはPDF化しちゃうんですけども、もっと資料、厚い冊子をもらって、委員会なんかに出ると、それを全部PDF化するのかっていう話があるので、紙でペーパーレス100%にするっていうのはなかなか難しいっていうのはあるんですけども、電子決裁自体は鈴木委員のおっしゃるように、やろうと思えば100に近い状態ができるんだと思うんです。</p> <p>ただ、今まで判子も、センターでも現状はなくなつたんで今サインになってますけど、今までサインで決裁をしていたものを、すぐ電子システムを使って決裁しなさいと職員に言っても、それが浸透するまでには時間がかかると思うんです。</p> <p>ただその年数は令和7年度に55%でいいのかという議論はあると思うんですけども、すぐ電子決裁するっていうことはやっぱり1年目2年目とかはですね、埼玉県でも、なるべくもうとにかく印鑑は無しという決裁の段階で、必ず電子決裁しなさいといつても、印鑑を押す決裁が結構最近まで、最近というか2年ぐらい前まで回ってきたりとかして、何で電子決裁しないのって、言ったりすることもあるんですね。なので職員一人一人の意識になってくるので、すぐにはできないと思うんですが、多分その伝票が電子決裁できないということはないと思うんですよね。紙で回ってきたものを見て、承認はできますので、ということだと思います。</p> <p>だから鈴木委員のお話していることは多分そういうことだと思うんですけど、ペーパーを電子化するのが100は無理だとしても、実際は限りなく高めることができるという気がしております。</p>
鈴木委員	決裁の途中で電子データから紙を打ち出して、それを持ってくってのは、おかしいと思うんですよね。
行政経営部長	当面、この行革は5年間の目標でございますので、かつまだシステムも導入されてないので、担当職員についても、どの程度進捗できるかというところはまだちょっと完全には把握できないところでございます。
矢島委員	導入されたときには、この数値の目標を変えることや令和6年度、7年度についても、数値を上げることは可能ですので導入前の現時点での目標という形でご了解いただきたいと思います。
	今日初めて出席させていただいたんですが、特に商売をしている会社ですので、決裁というと、お金の伝票のことでなかなかペーパーレス化はできないという現状です。決裁ということで、文章や資料などの決裁がある。

事務局 (行政経営課長)	本当にお金の決裁、例えばこのお金をこれこれこういうところに支出してもいいですかという決裁もあれば、こういう文書をこういう方に通知を出してもいいですかというものもあれば、こういう条例を作ってもいいですかというのも、いろいろ様々なものを決裁と一つで呼んでおります。
矢島委員	私の会社も古いコンピューターなので、今テレビの CM でやってるような事務になっていると思います。 ペーパーレス化というのはかなり前から言われておりますが、なかなかできていないのが現状かなと思います。
井上 和人委員	21 ページのですね、ゴミの定期収集の件ですが、民間活力にはもうほとんどなっているように見受けられるのですが、民間になったからと言って、どのようにサービスが変わったかという、そういうこともやっぱり必要なと思います。業務用という会社から出るゴミは受け入れしませんよということにはなっているし、時間が今までですと、12 時から 1 時は役所は全部ストップすると、車の混んでいるとか、増えてるとかによってその時間に入れない車は待機してるとか、そんなこと言っているようでは今は変わらないわけですよね。ですから、利用者に合わせた、そういうサービスが民間になったからということでね、効率化が図れているのかどうかっていう、そういうところももうちょっと説明があればいいかなと思うんですけどね。
事務局 (行政経営課長)	確かに単にそのコストが下がるというだけではなくて、サービスがどうなるかというその両天秤には考える必要があると思います。今お話にあつたのはゴミの搬入の話ですかね。今環境センターの敷地での受け入れ時間が決まっているため、その場合によってはちょっと渋滞が発生している時もございます。
三井田副委員長	それに関連してよろしいですか。ゴミ処理というかその関係で今井上委員の方からお話がありましたけど、確か環境センターが新しく予定されていると思うんです。それがいつなのかちょっとわかりませんけれど現在の西貝塚との関係、いわゆるそのハードの部分と、その中の運営の部分で委託だとかとかというのは理解できるんですけども、その辺の兼ね合いみたいなものが、これから必要になってくるのかなっていう気がするので、ぜひその辺も考慮してご検討になるといいのかなっていうふうに思います。
行政経営部長	今のお話ですけど、現西貝塚環境センターにつきましてはおよそ 15 年を目標に、延命化を図る予定でございます。令和 5 年からその工事に入っていけたらということで考えてます。 その 15 年後にはですね、現在上尾と伊奈の共同で、広域ゴミ処理施設というものの候補地が決定したところでございますので、それまでにはそちらの共同の施設に移っていることを目標としています。その際にはですね、当然建設から維持管理このような業務につきましても、全て民間委託もしくは設計施工、除却まで含めた PFI 手法などについても、当然第一に考

	<p>えて経費削減、そしてその部分を逆に行政サービスに回すという前提で、協議会の発足を目指しているところでございます。</p>
井上 繁委員長	<p>それでは、後半部分に移りたいと思います。 もしどうしてもと言う事が前半の部分で出てきましたら、後ほどの質疑応答の時に遡っていただければと思います。それでは後半部分の説明をお願いします。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>引き続き、後半の9項目について説明させていただきます。29ページをお願いいたします。</p> <p>まずこちらの行革の柱といたしましては、「自立性のある行政運営」ということで、主にその歳入などですね、いわゆる経営者としてどうお金をどう確保していくかという、そういう話になります。</p> <p>まずこの15番、「市税等の収納対策」といたしましては、いわゆる収納率を上げる、税金だけではなくて、保険料とか下水道使用料も含めですね、収納の対策を行っていくということになりますけども、ここではそれぞれ収納率を設定させていただきまして、いろいろな部署にまたがりますけども、取組みを行っていくこととしております。</p> <p>次に32ページをお願いします。こちらは「企業版ふるさと納税の推進」という項目になります。</p> <p>今回からの項目で、市としても令和3年度から新たに本格的に始めた事業となります。いわゆる個人のふるさと納税、よく返礼品とかで有名な話ですが、こちらの企業版ふるさと納税は上尾市外に本社がある事業所、会社等から、寄附という形での納税をしていただき、その寄附をしていただいた会社には税控除をして、一般的の寄附よりも負担が減るというようなものでございます。</p> <p>取組みの内容といたしましては、上尾市ではまた別に、包括連携協定ということで市と協定を結んでいる企業がございます。そちらに対して企業版ふるさと納税について紹介を行っております、また新たに市の事業を実施する際には、企業版ふるさと納税の活用を検討することとしております。</p> <p>続きまして34ページをお願いいたします。こちらは「企業立地の推進及び新たな行政サービスの創設による歳入増と歳出減への取組」ということで、ここでまず歳入を増やすという面とあともう一点、歳出を減らすという意味で、ゴミの減量を掲げています。</p> <p>まず歳入増につきましては、例えば企業立地を推進するための取組ということといたしまして、協力体制の構築や優遇制度の検討などを行うこととしております。</p> <p>またごみの減量につきましては、いわゆる可燃ゴミの排出量の目標を掲げて、その達成に向けた取組みをしております。</p> <p>続きまして37ページをお願いいたします。ここからが「経営改善への取組」とということで、行政経営の中でも、特にお金をメインとした改善の取り組みについてでございます。</p> <p>まず37ページが18「市債残高の適正管理」ということで、いわゆる市の借金でございます市債をコントロールしていくというものになります。</p> <p>1つには事業費そのものをコントロールして事業を決定することで、その市債の発行を抑制することと、あと合わせてその市債を発行する場合には、より有利な起債、お金の借り方の研究をして将来負担の抑制に</p>

	<p>努めることとしてございます。</p> <p>続きまして 39 ページをお願いします。こちらは「国民健康保険特別会計繰出金の繰出基準内への抑制」ということで、こちらはいわゆる一般会計から国民健康保険事業の特別会計への繰出金というものが、繰出基準がありますのでそれに従って、その抑制を図るというものでございます。こちらにつきましては、まず国民健康保険税そのものの負担限度額の改定などにより、いわゆる今申し上げた一般会計からの基準外としての繰出金の抑制を図ることとしております。</p> <p>続きまして 41 ページをお願いいたします。こちらも先ほどの国民健康保険と似たような話になりますけれども、こちらは公共下水道事業の特別会計になります。こちらの基準外の繰出金を抑制する取組になっております。</p> <p>こちらにつきましては、公共下水道の適正な維持管理を進めていくとともに、経営改善を進めていくことによって、基準外の繰出金の抑制を図ることとしております。</p> <p>続きまして、43 ページお願いします。こちらは「給与の適正化」ということで、我々市役所の職員の給与を見直すということでございます。</p> <p>なぜこの項目があるのかと申し上げますと、基本的に我々地方公務員ですが、給与体系は基本的には国家公務員に準じることとされています。ただ、一部上尾市の給与体系、手当等の中で、国の数字を上回っている部分がございますので、職員団体等との交渉により適正化を図ることとしております。</p> <p>続きまして 45 ページをお願いします。こちらの項目の柱としては「柔軟かつ適正な組織」ということで、今ある上尾市の組織というもの考え方捉え方を見直していきましょうというものでございます。</p> <p>まず 22 番が「開かれた行政の実現」という項目になります。こちらにつきましては、事務の透明性を確保するとともに、市民にとってもそれを見える化させるという意味から、内部統制制度の導入や、あとオープンデータの推進を掲げております。この内部統制制度というのは市役所内部の制度になりますが、今月から試行運用を実施しております、今後本格導入に向けて検討しているところでございます。</p> <p>オープンデータにつきましては、市民が使い勝手のいいもの、使えるようなデータにつきまして、今後、データの公開を各部署でしていくこととしております。</p> <p>最後 47 ページをお願いいたします。こちらも新しい項目で「柔軟な職員配置」でございます。今、各所属で人員を必要最低限で最大限の効果を得られるよう配置はしておりますが、その業務量として適正かどうかを、あとはその繁忙期、閑散期等ございますので、そういったことも含めて見直しを図る必要があると考えております。</p> <p>そのため、業務量調査等により、より判断基準を明確化できるように準備を整えていくこととしております。</p> <p>後半部分の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
井上 繁委員長	後半部分に関しては、「自立性のある行政運営」それと「経営改善への取組」そして「柔軟かつ適正な組織」この三つのテーマについてご説明があつたわけでございます。ご意見ご質問をいただきます。
鈴木委員	39 ページ、41 ページの関係なんですけれども、取り組み内容として、抑制するというふうに両方なっているのですが、この抑制する基準というの

	<p>あるのですか。その下に平均値がありますけれども、平均値を中心にして、抑制できたとかできなかつたというふうに判断するのですか。それとも、理想の形があつて、それに対して削減できたとか、できなかつたとかっていう判断をするのですか。抑制するっていうと、1円でも抑制すればOKになっちゃいますので何らかの基準はあるのでしょうか。</p>
行政経営部長	<p>この国保の繰出金や公共下水の繰出金ですね、本来あるべき姿というわけではありませんが、目標とするべき姿としてはですね、下水道であれば、下水道料金で運営ができる、上水もそうですが、また国保につきましても国保税によって全ての運営ができる、これが究極の目標とされるところ、それを不足する分をどんどん下水道料金や、国保税を上げていけばこれはまかなえるのですけれども、それは市民の負担が増大するということで、このような繰出金というようなシステムがございます。</p> <p>ですが、それは結果的に市の財政を圧迫し、市民サービスを低下させる懼れもあるので、少しずつでも減らしていこうという理想に近づけていこうというような目標と理解いただきたいと思います。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>合わせて、本来無いに越したことはないですが、ただ現時点ですでに令和2年度の状況に書かれている状態で、それぞれ6億円ぐらい発生しております。ですので毎年の実施結果につきましては、この直近の平均値と比べた結果で示していきたいと考えております。</p>
宮川委員	<p>43ページの給与の適正化ですが、あまり給与を下げるのもやる気がなくなってしまいますし、もうちょっと考えてあげた方がいいかなと思います。</p>
鈴木委員	<p>関連質問なんですか、国の水準を上回っているっていうのは、本俸の給料表なんですかそれとも手当の部分なのですか、どれくらい上回っているのですか。それが令和7年まで同じように団体交渉して実施するというふうになってるんですが、やっぱり5年以上かかるような問題なのでしょうか。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>まず令和7年度までかかるかどうかから先に説明させていただきますと、実はもう交渉自体は差が出ている当初からずっと続いております。</p> <p>特に、この10年間ぐらいは、ほぼ年に何回か交渉をしているような状態であるのが実情でして、やはり生活に関わること、あとは先ほどありました職員のモチベーションに関わるということで、一部は解消されましたが一部まだ残っているという状況でございます。</p> <p>どこが違うのかというお話ですが、いわゆる給料と手当、両方ございます。給料表が国のそのものではないという部分、国の引用していない部分があるというところと、あと手当につきましても、期末勤勉手当いわゆるボーナスの計算が若干違ったり、具体的な額はわからないんですけども、そういういた項目の差が出ております。</p>
井上 繁委員長	<p>一般的に国の給与水準等と自治体の給与水準を比較して、ラスパイレス指数っていうのがあるんですね。それがもう、国と比べてどうなのかということで、各自治体の指標は公表されています。</p> <p>この給与の適正化という問題は、実はこの委員会でもずっと長い間、テーマにしてきたことあります。これももちろん大事なんですけれども、</p>

	最近はそれ以外の世の中の変化が大きいですから、多様な問題が指摘されるようになってきていて、ただ、言ってみれば給与の適正化というのは、古典的なテーマであることは確かですね。
井上 和人委員	<p>41 ページなんですが、私は認識不足でございまして、公共下水道事業会計と、上水道とは別になってるんでしょうか。</p> <p>上水の事業が黒字で、下水の方が赤字なのか一体なのか、そのところがちょっとお聞きしたいんですけどね。</p>
行政経営部長	<p>水道料金というのはもともと公営企業会計でございます。つまり原則としてはそれで自立する、それ一つの水道事業体による収入と支出ということになります。</p> <p>それに比べて上尾市の場合、公共下水道というのはですね、つい先ごろまでは特別会計といいまして、上尾市の中の特別枠というような形でやっていたものを、今後は上水道と同じように企業会計として独立を目指すということで現在企業会計に変えて、ただその中で料金等の折り合いがなかなかつかない調整の部分をこの繰出金というところで補填しているものでございます。</p> <p>ですからおっしゃるとおり基本的にはもともと別なんんですけど、いずれ将来において、一つの事業体、上水下水を一体とした事業体として一つにしていく完全に一つにするというのは、上尾市としても考えています。</p>
井上 繁委員長	請求書など、上水道と下水道と一緒に来ますから、ちょっとわかりづらいところですね。
行政経営部長	<p>下水道料金というのが、もともと、どうやってかけるかなのですが、誰がどれだけ流したかというのは、実はメーターではなく水道量で測っています。水道を流せばその水道は必ず排水管を通って流れていきます。ですから、水道メーターの数字によって実は下水道料金をかけて、そういう意味で、そのメーターと齟齬がないように、請求書とは一緒になっております。</p> <p>もともと上尾市役所の中にあった下水道課というところが、上下水道部というものができてから、そちらに入って企業会計に下水道もしたというような状態でございますから、今後健全化という意味では一つの企業会計として独立を目指して、それが遠い先でございますけれども、将来的な目標でございます。</p>
井上 和人委員	一つの方が理解しやすいということで、ありがとうございました。
鈴木委員	<p>すいません、45 ページですが、オープンデータの推進を図るということでなんですけれども、本格運用に 5 年もかけるんですか。これだけ世の中の動きが激しいのに 5 年もかけたら、それは立派なものが出来るかもしれません、できたときには使えませんとなってしまうのではないか。</p> <p>むしろ本格運用をもっと早くして、その後に見直しですね、そういう形にした方がいいのではないか。私もどういうふうにやっていくのかわかりませんけれど、総務省のガイドラインの見直しついでいうのがあるんですけど、これは、令和 4 年度に行われるのですか。いずれにしても、もっと早くですね、もしやるなら決断して、1 年でも早くやった方が市民サービ</p>

	スになるのではないか。
事務局 (行政経営課長)	<p>貴重な意見ありがとうございます。おっしゃるとおりでございまして実際のところ、上尾市の場合は、オープンデータの公開自体がそもそも他自治体よりも遅れているということで、かなり少ない状況にございます。</p> <p>令和2年の状況のところですね、公開データ数5データとあります実際今でもまだ6データ、例えば文化財一覧とか、観光地の情報とか、そういうものを掲載しておりますが、多い自治体ですと、これが50だったり、100近く掲載しているところもございますので、令和7年度までかけずに積極的に取り組んでいくべきという認識をしております。</p>
井上 繁委員長	<p>大事なご指摘であったと思います。他はよろしいでしょうか。</p> <p>はい、それでは議題について、もう一つございます、その他事項です。事務局よりご説明をお願いします。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>2点ございますが、まず1点目です。今後のスケジュールとなります。今いただいたご意見を踏まえまして今年度からこの計画につきましては、半年経ってしまっておりますが、取組みを進めてまいります。</p> <p>次回のこの委員会は来年度を予定しておりますが、この令和3年度の取り組み結果と、あと上尾市の決算がある程度固まった段階で、また委員会開催のご案内をさせていただきたいと考えております。</p> <p>2点目ですが、開催通知と議事録等の送付方法についてでございます。</p> <p>この行革委員会の中で、これまで開催通知や資料送付、議事録につきましては郵送で送らせていただきました。ただ、今回の上尾市行政改革プランでは、皆様に先ほどご検討いただきましたペーパレス化の推進というのも掲げておりますことから、この委員会の通知等においてもできる限りペーパレス化を図っていきたいと考えているところでございます。</p> <p>皆様の席に委員会開催通知・議事録の送付希望確認票を置かせていただいております。こちらでご記入いただきたいのがですね、まずこの真ん中の丸に資料送付につきましては郵送と書かれていると思います。</p> <p>会議の資料につきましては、例えば今日の資料もそうですけども、当日、皆様お使いになると思いますので、こちらは従来どおり郵送で対応させていただきたいと考えております。</p> <p>今回紙ではなくて、ペーパレス化を図りたいというのが、この最初の①開催通知と会議が終わった後の③議事録の送付、この2点につきまして、メールでよろしければ、こちらで採用させていただきたいというお願いでございます。</p> <p>希望確認票のメール希望もしくは郵送希望どちらかに丸をつけていただきまして、あと、メールアドレス欄ですが、すでに登録がある方には記載されておりますが、空欄の方で、メールの希望される場合は恐れ入りますがメールアドレスの記入をお願いいたします。</p> <p>この紙につきましては、お帰りの際にこちらの事務局にお渡しくださいようお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
井上 繁委員長	はいありがとうございました。ただいまのご説明について何かご質問等ございますでしょうか。

鈴木委員	メールでいただけるというお話なんんですけど、メールで受けたやつを、自宅でプリントアウトするのか、こちらで、プリントアウトしたやつをもらえるのか、結局タブレットがないとそういうことになっちゃうんですけど今のところ、自宅で印刷しろということでしょうか。
事務局 (行政経営課長)	例えば議事録をメールで希望であった場合はメールの文書にそのワードかPDFが添付されるだけになりますので、印刷はそれぞれ各自ということになってしまいます。 紙としてのご所望でということであれば、郵送希望の方に丸をつけていただきたいと思います。
鈴木委員	タブレットを持ってきてはまずいですよね。
事務局 (行政経営課長)	資料は、紙でお送りしますので、例えばこの会議で開催通知をご覧になりたいのであれば、タブレットを持ってきていただくことは可能です。
井上 繁委員長	はい、ありがとうございました。 それでは逆に、皆様方から今日話の出ていないことで、何かございますでしょうか。よろしいですね。 はい。それではないようですので、以上をもちまして、議事を終了します。進行を事務局にお返しします。
司会 (行政経営部長)	本日は貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。以上をもちまして第2回行政改革推進委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。
	以上